

## ○守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

令和2年4月1日

守山市告示第145号

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄または末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行った者(以下「ドナー」という。)の経済的不安を軽減し、骨髄等の移植の推進を図ることを目的に、ドナーに対し、守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付するに当たり、守山市補助金等交付規則(昭和53年規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業または骨髄等の移植を実施する医療機関において、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けている者

(2) 骨髄等の提供を行った日(以下「骨髄等提供日」という。)に守山市内に住所を有している者

(3) 他の自治体等が実施する同種同類の奨励金または助成金等を受けていない者

2 前項に規定する者が勤務する国内の事業所(国、地方公共団体および独立行政法人を除く。以下「勤務事業所」という。)についても助成対象とする。

(助成金の額)

第3条 ドナーに対する助成金にあつては、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院または面談(骨髄等の採取のための手術およびこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。)の日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

(1) 健康診断のための通院

(2) 自己血貯血のための通院

(3) 骨髄等の採取のための入院

(4) その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談

2 勤務事業所に対する助成金にあつては、ドナーが骨髄等を提供するために要した通院等のための休暇(以下「ドナー休暇」という。)を付与した日数に1万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき、7万円を限度とし、ドナーが複数の事業所で勤務する

ときは、勤務実態を考慮し、これらの事業所間で本文の額の範囲で助成額を案分するものとする。

(交付申請)

第4条 助成金交付を受けようとするドナーは、骨髄等提供日から90日以内に、守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(ドナー用)(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、90日以内に提出できないことについて、やむを得ないと市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 骨髄バンクまたは医療機関が発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院、入院または面談をした日を証する書類
- (3) 振込先口座が確認できる書類
- (4) 骨髄等の提供に係る通院、入院または面談のために休暇を取得した場合は、休暇期間を証する書類(ドナー休暇・有給休暇を含む)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする勤務事業所は、ドナーの骨髄等提供日から90日以内に、守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(ドナー用)(別記様式第1号)または守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(勤務事業所用)(別記様式第2号)に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、90日以内に提出できないことについて、やむを得ないと市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) ドナーに対し骨髄バンクまたは医療機関が発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 在職証明等ドナーとの雇用関係を証明する書類
- (3) 骨髄等提供のため、ドナー休暇を取得した日数を確認できる書類
- (4) 振込希望先金融機関の口座番号等が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 ドナーの本人確認については、次の各号に掲げる書類のうちいずれか一つの提示を求めることにより行う。

- (1) 官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等で申請者の写真が貼付されたもの
- (2) 個人番号カード
- (3) 在留カードまたは特別永住者証明書

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項および第2項の申請があったときは、速やかに審査し、助成金の交付可否を守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(額の確定)

第6条 規則第12条に規定する補助金等の額の確定は、前条に規定する交付決定によりなされたものとみなし、申請者に対し、速やかに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認められるときは、当該助成金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(検証期限)

2 規則第16条第2項に規定する検証の時期は、令和11年3月31日とする。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

守山市長 あて

守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 ( ) \_\_\_\_\_

次のとおり守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
勤務先	(電話番号 )		
骨髄等を提 供した日に おける住所	〒 守山市		
対象期間	年 月 日から 年 月 日 (うち対象 日分)		
骨髄等を 提供した日	年 月 日	申請金額	円

2 振込先（申請者本人以外の口座には振込みできません。）

金融機関名	銀行・農協 信用金庫		本店・支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

- (1) 骨髄バンクまたは医療機関が発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類の原本
- (2) 骨髄等の提供に係る通院、入院または面談をした日を証する書類
- (3) 振込先口座が確認できる書類
- (4) 骨髄の提供に係る通院、入院または面談のために休暇を取得した場合は、休暇期間を証する書類

私は、私の所属する勤務先等および他の法令等により骨髄等の提供にかかる同種同類の奨励金または助成金等の交付を受けていないことを誓約します。  
また、私は、当該申請に関して市が保有する個人情報を閲覧・調査することおよび私の勤務先等に問い合わせることに同意します。  
年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_

(担当課確認欄)

本人確認書類	受付者
官公署が発行した免許証等 ( ) ・ 個人番号カード・ 在留カードまたは特別永住者証明書	

守山市長 あて

守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（勤務事業所用）

(申請者) 所在地 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 (担当者: \_\_\_\_\_)

次のとおり守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

フリガナ			
ドナー氏名		生年月日	年 月 日
勤務先	(電話番号 )		
ドナー住所 ※骨髄等 提供時点	〒 守山市		
対象期間	年 月 日から	年 月 日	(うち対象 日分)
骨髄等を 提供した日	年 月 日	申請金額	円

2 振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名	銀行・農協 信用金庫		本店・支店 出張所			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義人						

3 添付書類

- (1) ドナーに対し骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証明する書類
- (2) 在職証明書等ドナーとの雇用関係を証明する書類
- (3) 骨髄等提供のため、ドナー休暇を取得した日数を確認できる書類
- (4) 振込希望先金融機関の口座番号等が確認できる書類

誓約および同意書

本事業所は、審査に必要な情報（ドナーの休暇取得等）の提供、確認および調査に同意します。

年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

第 号  
年 月 日

様

守山市長 印

守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金について、下記のとおり交付（不交付）することに決定しましたので通知します。

- 1 助成金の名称 守山市骨髄移植ドナー支援事業助成金
- 2 助成金交付額 円
- 3 （不交付の場合）理由